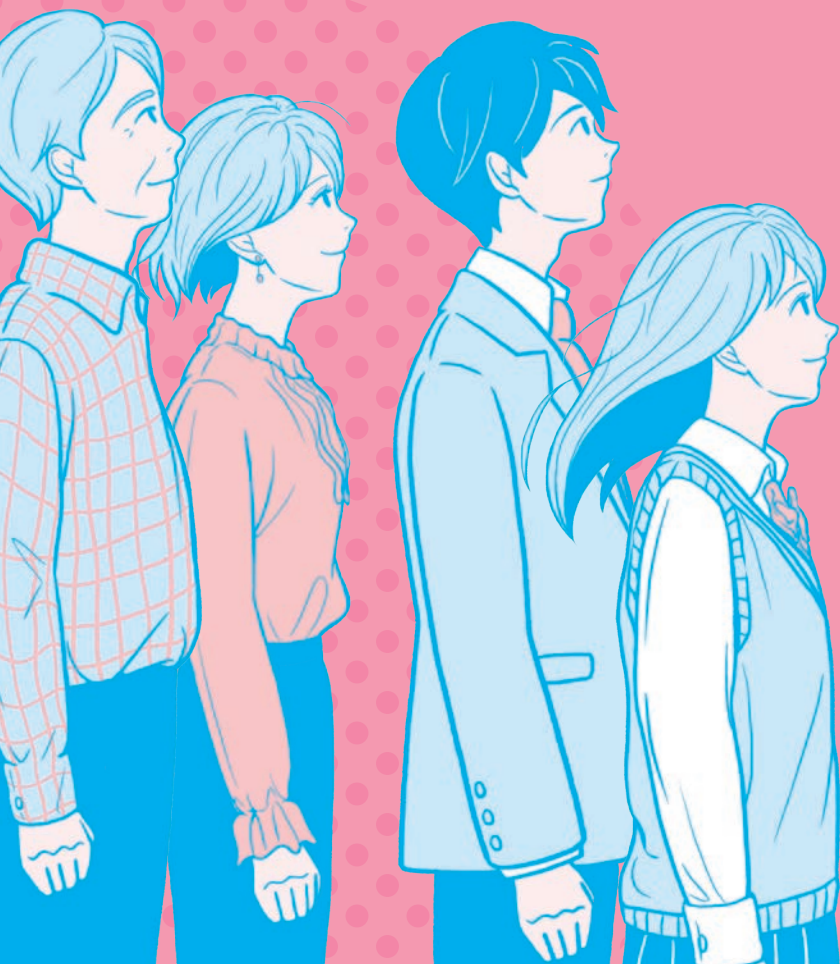


TO THE

高等教育費の 漸進的無償化と負担軽減 へ向けての政策提言

FUTURE

よりよい未来へ



教育費負担軽減へ向けての研究会
高等教育費負担軽減へ向けての研究会チーム

豊かな高等教育を実現することは、
今後の日本の経済と社会の発展を支え、
すべての人びとの権利を保障するうえで必要不可欠な条件である。
情報が高度化し、複雑化する現代社会において
人々が豊かに生きるためには、すべての人々に高等教育を受ける権利が保障され、
高等教育を受ける機会が平等であることが重要である。
高等教育の私費負担の高さによって、本人が望んでいるにもかかわらず、
高等教育を受ける機会を奪われる人々が生み出されることは
避けなければならない。

2023年3月8日
教育費負担軽減へ向けての研究会
高等教育費負担軽減へ向けての研究チーム



チームメンバー

主査

大内裕和

武蔵大学人文学部教授

委員

小澤浩明

東洋大学社会学部社会学科教授

山田哲也

一橋大学大学院社会学研究科教授

栗原和樹

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

南部美智代

労働者福祉中央協議会事務局長



私たちが求める 7つのこと



提言

1

大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする。

提言

2

大学等修学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。
支援対象の上限を現在の標準世帯(4人世帯)年収380万円から、
標準世帯(4人世帯)年収600万円まで拡大する。
支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。

提言

3

貸与型奨学金について「有利子から無利子へ」を加速化する。

提言

4

給付型奨学金を拡充し、「貸与から給付へ」を加速化する。
大学院修士課程・博士課程学生にも給付型奨学金を導入する。

提言

5

貸与型奨学金制度の改善を実行する。具体的には人的保証の
廃止、延滞金の廃止、猶予期限の撤廃、所得連動返還型奨学金の
改善を実現する。あわせて、奨学金返済への税制支援など、
既に返済している方々への負担を軽減する。

提言

6

高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。
具体的には国公立の職業訓練校の拡充(校数増・定員増)を実現する。

提言

7

全国の人口50万～100万人以上の都市・自治体に、
職業訓練(資格取得)と進学ニーズを満たす
公立のコミュニティ・カレッジ(短大)を設置する。



高等教育進学率80%時代に ふさわしい教育費負担へ

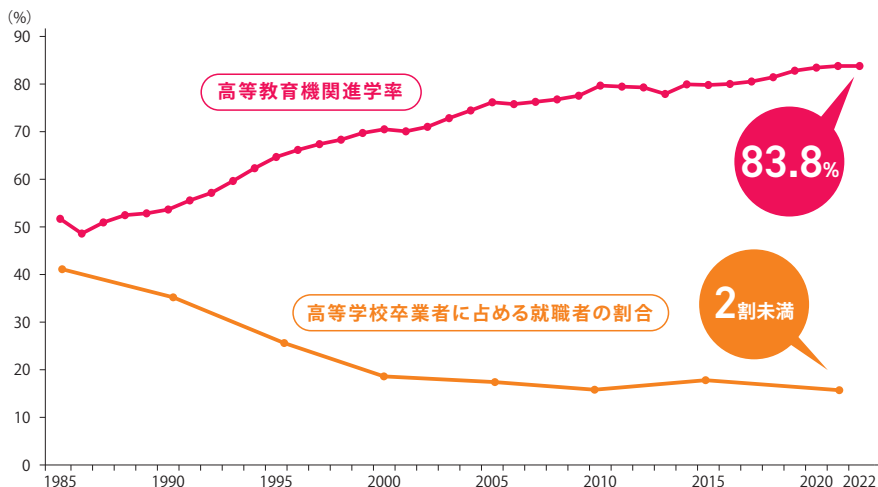
大学、短期大学、専門学校を合わせた高等教育機関への進学率は2022年時点で83.8%で、過去最高となっています。一方、高卒就職者の割合は2割未満となっており、新卒労働市場においてその比率は小さなものとなっています。これは所得水準において平均を下回る世帯の方も高等教育に進学することを前提に制度設計する必要があることを

示しています。他方、現在奨学金の利用者は大学生の約半数にまで達しており、高等教育費の親負担は限界に達しています。公的教育予算の増額によって教育費を「親負担・受益者負担」から「公的負担」へ転換し、希望するすべての人が高等教育で「学ぶ権利」を実現することが求められています。

※本提言では、「中等後教育」として「高等教育」を捉えることとし、専門学校も「高等教育」として位置づける。

DATA-1

高等教育機関への進学率と高等学校卒業者に占める就職者の割合

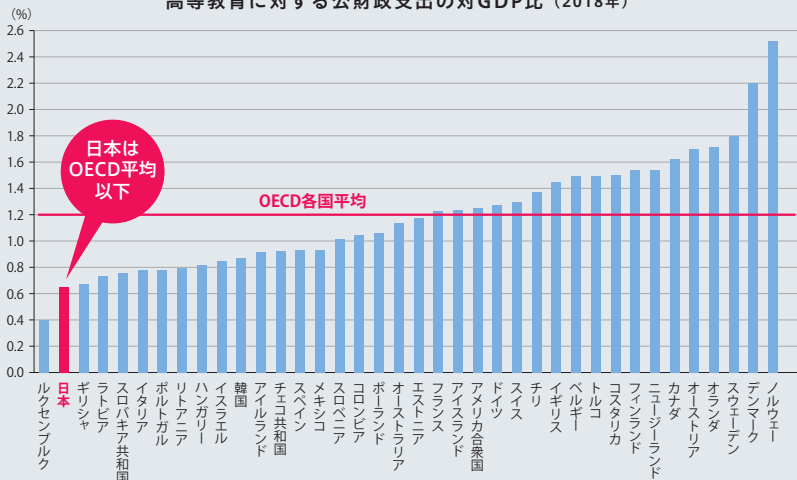


「令和4年度学校基本調査(確定値)」および文部科学統計要覧(令和4年版)をもとに研究会委員作成



補足資料

高等教育に対する公財政支出の対GDP比（2018年）



OECD (2021) Education at a glance 2021より研究会委員作成



!! いま日本社会で何が起きているのか 2

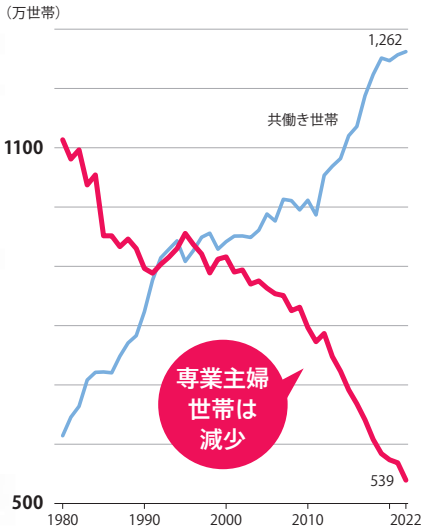
「人生100年時代」へ向けて 「全世代型」高等教育へ

終身雇用や年功序列型賃金といった従来のいわゆる日本型雇用は新自由主義政策により再編され、それを前提とした教育費の親負担は限界を迎えています。また、健康寿命の延びによる60歳以上就業率の増加、情報化社会による能力の高度化、人材登用の多様化、**専業主婦世帯の減少、未婚女性の増加等の背景もあり、働くための能力開発・職業訓練という観点か**

らも、高校・大学卒業後の労働者や社会人、定年前からの「学び直し」の必要性は高まっています。しかし、日本の高等教育は18歳～20代前半の比率が極めて高く、「全世代」を対象とする高等教育（ユニバーサル・アクセスの保障）への移行が重要な課題であり、そのためには教育費負担の軽減は必要不可欠です。

DATA-2

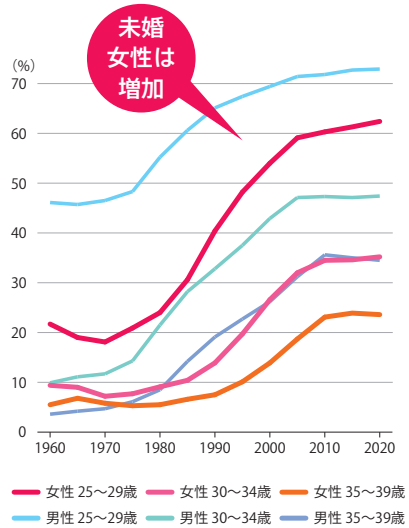
専業主婦世帯数と
共働き世帯数の推移



総務省統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

DATA-3

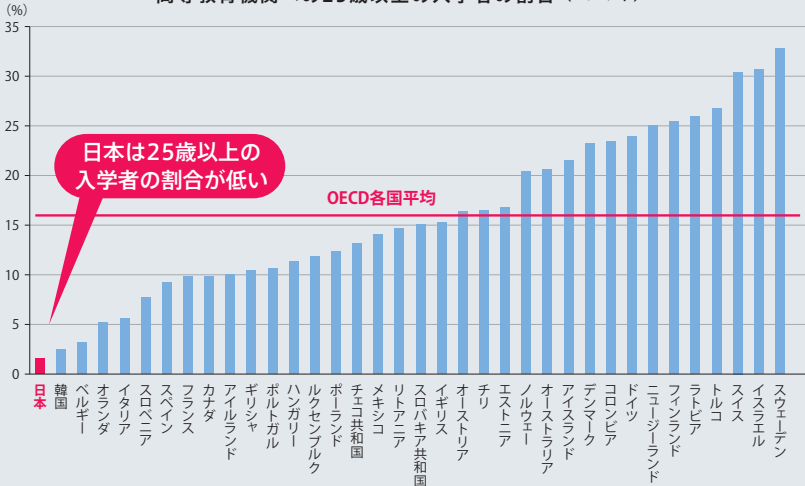
年齢別(5歳階級)別
未婚率の推移



総務省「国勢調査」を基に作成。

補足資料

高等教育機関への25歳以上の入学者の割合(2019年)



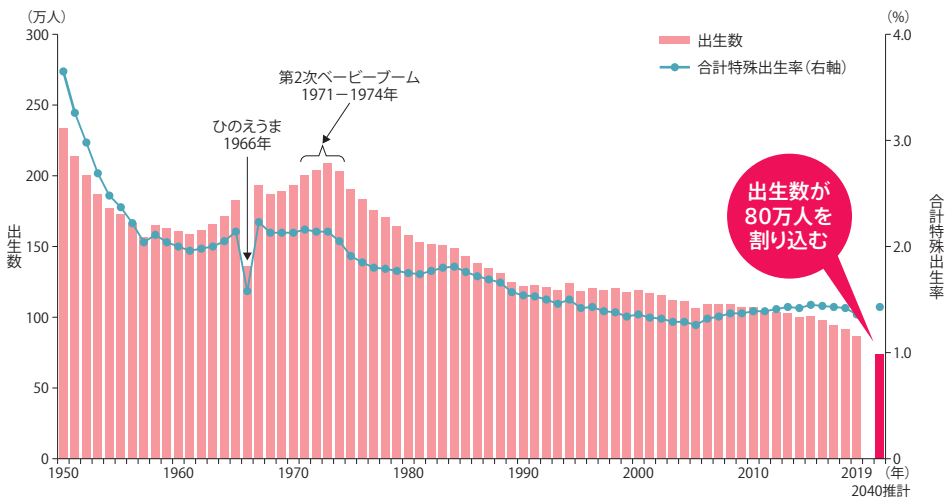
OECD(2022) Education at a glance 2022より研究会委員作成

急速な少子化

～子育て・教育費負担が要因に

DATA-4

出生数、合計特殊出生率の推移

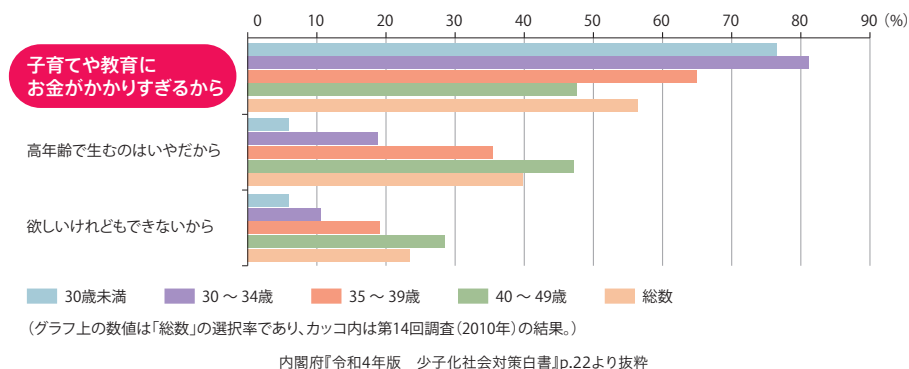


資料出所：2019年までは厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」（2019年は概数）、2040年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。

2022年の日本の出生数はいよいよ**80万人を割り込み**、少子化は急激に加速しています。その背景には**子育てや教育にお金がかかりすぎることがあります**。また、中央労福協のアンケート調査によれば、奨学金返済による負債や貯蓄の困難さが未婚化や少子化の一因にもなっています。少子化・人口減少を放置すれば、今後の日本経済

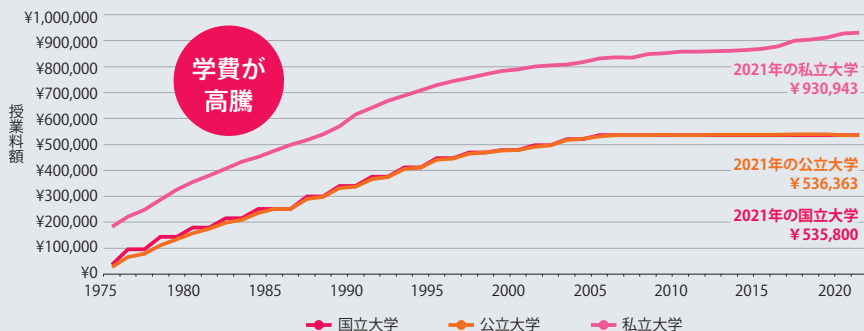
の維持・発展、地域社会の存続にも関わる重大な問題になります。幼児教育・保育、義務教育、高校における教育費負担軽減の施策は徐々に整備されつつありますが、高卒就職が極めて厳しい昨今の状況において「18歳以上」の高等教育費負担は依然として高いままであり、その軽減は喫緊の課題です。

妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由



補足資料

高騰する大学授業料



[出典] 文部科学省 「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について参考2」より作成



大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額^{※1}とする。

▼ 主旨説明

「すべての学生を対象とする」**普遍主義的支援**^{※2}の導入を提言します。日本政府は2012年に、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権A規約(13条2項b、c)の適用留保を撤回し、そのことを国連に通告しており、高等教育の無償化を進めていくことは国際公約となっています。

日本の高等教育(大学等)への公的支出は、GDPの約0.6%と、OECD平均の約半分にとどまり、その結果、日本では大学等にかかる費用は私費に頼らざるを得ず、**教育費の公的支出の割合は約3割**^{※3}にとどまっています。高等教育における公財政支出の対GDP比をOECD平均(約1.2%)まで引き上げることを当面の目標にすべきです。

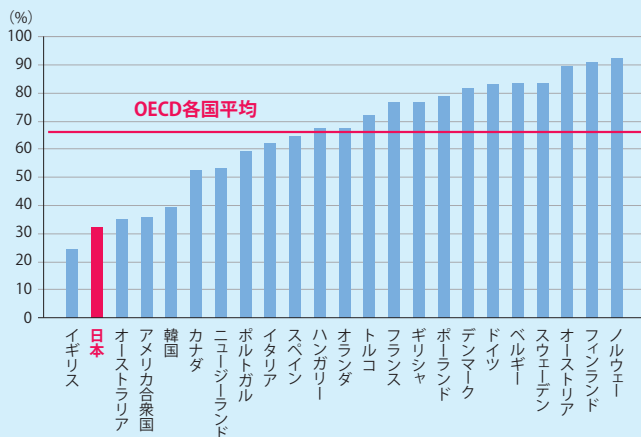
究極的な目標を「高等教育の無償化」に置くとしても、それを短期間で一気に実現するには、財政面からも大きな壁があります。それを考慮し、「大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする」ことを当面の目標として提言します。

普遍主義の最も優れている点は、人々の間に分断をもたらさないことです。普遍主義を掲げることで、すべての学生・保護者に「教育費負担軽減」に向けた取り組みへの参画を呼びかけることができるようになるのです。

※1 国立大学、私立大学、専門学校の授業料の総額は概算で2兆8193億円となり、これを半額にするには1兆4456億円が必要。2022年度の日本のGDPは546.0兆円なので、授業料半額はGDPの約0.26%で達成できることになる。

※2 普遍主義的支援とは、対象を選別することなくすべての人を対象として支援を行うこと。

※3 日本の高等教育費に占める公的支出の割合(2018年)



OECD(2021) Education at a glance 2021より作成

授業料半額は、提言2の大学等修学支援制度の改善と組み合わせても、日本の高等教育への公的予算の対GDP比をOECD諸国平均並みに引き上げれば実行可能であることを付記しておく。

なお、大学等修学支援法の対象者を年収380万円未満の世帯から、600万円まで拡大するためには、GDPの約0.16%~0.31%で可能となる試算である。

提言

2

大学等修学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。

支援対象の上限を現在の標準世帯(4人世帯)年収380万円から、標準世帯(4人世帯)年収600万円まで拡大する。

支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。

▼ 主旨説明

大学等修学支援法の対象者が、高等教育進学者の1割未満(約31万9000人、大学・短大・専門学校進学者の約9%、2021年度)にとどまっている現状を改善し、支援対象を中間所得層まで拡大することで、**選別主義**^{※4}の改善を提言します。

厚生労働省の2020年の「被保護者調査」によれば、3人世帯の生活保護費に相当する「最低生活費」の全国平均年額は約272万円です。生活保護世帯の場

合、公租公課の負担が免除されるので、低所得層が生活保護を受けないで最低限の生活を営むためには、保護基準よりも高い所得(約272万円×1.4=約381万円)が必要となります。2020年の昼間学生の1年間の学費・生活費は約181万円、私立大学で下宿等の学生の1年間の学費・生活費は約241万円です。仮に4人家族で、3人が生活保護水準で暮らし、子ども1人を大学に通わせた場合、3人の最低生活費(約381万円)+昼間学生の学費・生活費(約181万円)=約562万円、3人の最低生活費(約381万円)+私立大学で下宿等の学生の学費・生活費(約241万円)=約622万円となり、1年間で約562万～約622万円のお金がかかることとなります。

そこで大学等修学支援法で現在、授業料の減免などの支援対象となっている380万円未満世帯までは一律に学費を全額免除とし、支援対象を世帯年収600万円まで拡大することを求めます。

※4 選別主義とは所得などによって支援が必要な対象を選別すること。

提言

3

貸与型奨学金について

「有利子から無利子へ」を加速化する。

▼ 主旨説明

2012年には無利子37万人・有利子91万人だった貸与型奨学金の利用者数は2020年には無利子48万人・有利子71万人となりました。「有利子から無利子へ」の移行は進んでいますが、一刻も早く「無利子<有利子」の状態から、「無利子>有利子」を実現することが望ましいと考えます。税投入の増加による無利子奨学金の増加に加えて、有利子分についても国による税補給を積極的に行うことなどによって、実質的に無利子化を加速化させることを提言します。



提言

4

**給付型奨学金を拡充し、
「貸与から給付へ」を加速化する。
大学院修士課程・博士課程学生にも
給付型奨学金を導入する。**

▼ 主旨説明

2020年の奨学金利用者数は、給付約32万人、無利子48万人、有利子71万人でしたが、給付対象者が無利子、有利子それぞれを上回り、「貸与中心から給付中心」への移行を加速化させることを提言します。学費負担と生活費負担の違いを考慮し、現在同一になっている大学等修学支援法の学費減免の対象年収と給付型奨学金の対象年収を切り離して学費減免対象者以外も給付型奨学金を受けられるようにすべきです。

諸外国と比較すると、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、韓国と比べて日本の人口当たりの大学院修士号取得者数、博士号取得者数の比率は低い水準にとどまっています。今後の日本の学術研究の発展や、研究者・高度な専門職養成のために、大学院修士課程・博士課程学生への給付型奨学金を導入することを提言します。

貸与型奨学金制度の改善を実行する。
具体的には人的保証の廃止、延滞金の廃止、
猶予期限の撤廃、所得連動返還型奨学金の改善を実現する。
あわせて、奨学金返済への税制支援など、
既に返済している方々への負担を軽減する。

▼ 主旨説明

日本学生支援機構の奨学金を利用する場合は、人的保証か機関保証を選択することになります。人的保証を選んだ場合、連帯保証人には親などの親族になることが多く、その結果、本人が返済できない場合に、歳を取った親などが年金から無理な返済を続けるというケースを生み出しています。また、制度内の救済手段が極めて不十分なことから、返済ができない利用者は最終的には自己破産等の法的債務整理手続を取らざるを得ないことが多いのですが、保証人である親や親族に迷惑をかけたくないとして、自己破産に踏み切れないケースが多いのが現状です。今日、安定した仕事に就けないリスクが飛躍的に拡大していることなどを考えれば、人的保証の制度は保証人に過度の負担を課すものになっています。また、親などが保証人になるのを求めることは、最終的には教育費の負担を親が背負うことになり、教育費を社会全体で負担すべきという理念にも反します。したがって、人的保証は廃止すべきだと考えます。

また延滞金は、返済ができるにもかかわらず返済をしないことに対するペナルティという性格がありますが、延滞者の多くは所得が低く、非正規雇用の割合が多いことを考えれば、返したくても返せないのが実情で、そこに延滞金を付加することには正当性がありません。延滞金の即時廃止を求めます。

また、返還の猶予期限は最長10年となっていますが、経済的困難が理由で猶予を認める場合などに、利用年数の制限を求めるのは不合理です。このような期間制限は廃止すべきです。

所得連動型返還制度については、有利子奨学金利用者にも対象を拡大し、その具体的制度設計については、返済月額を利用者の家計状況に応じた無理のない

いものにするとともに、有利子の場合における利息負担の軽減、一定期間返済を継続した後の残額の返還免除等もあわせて検討し、利用者が真に利用しやすいものにするべきです。

奨学金返済は中間層にとっても負担が大きくなっていて、頑張っても無理に返済を続けることが、結婚や出産をあきらめるなど少子化の一因ともなっています。このため、奨学金返済への税制支援を行うなど、返済困難者への支援だけでなく、返済者全体の負担を軽減することも重要です。



**高校卒業生や社会人を対象とする
職業教育の充実を図る。**
**具体的には国公立の職業訓練校の
拡充(校数増・定員増)を実現する。**

▼ 主旨説明

高校卒業後の就職者が減少し、高卒者を一人前の労働者に育てる職場が急速に減少しています。こうしたなかで高校卒業後、労働市場に出る前に一定の職業能力を身につける教育機関の必要性が高まっています。また、20%未満となっている高卒後即就職という進路は、1990年代と比べると十分な収入を得られない状態であることは明らかであり、非常にリスクが高いことが求人数や賃金から分かります。したがって、高卒後の職業訓練の機会を保障することが重要です。一方で、社会人においても企業における終身雇用の再編や、未婚・離婚・独身女性の増加による女性の継続就業の必要性や再就職ニーズの高まりなど、一旦労働市場に出た後で、職業能力を身につけるために「学び直し」を求めている人々は増えています。

これに対して現在、国公立の職業訓練校の校数や定員は少なく、こうした新しいニーズを十分に満たせていません。このニーズを満たすために、国公立の職業訓練校の拡充(校数増・定員増)を実現すべきです。さらにその授業料は無償であることが望ましいと考えます。また、在職者訓練については、訓練希望者の多様な実情に対応できるよう受講資格を見直し、講座開設時間を多様化(夜間部の開設等)して講座数を大幅拡大すること、そして、職種の経験や知識の有無に応じた段階的な講座体系をつくる必要があります。



全国の人口50万～100万人以上の都市・自治体^{*5}に、
職業訓練(資格取得)と進学ニーズを満たす
公立のコミュニティ・カレッジ(短大)を設置する。

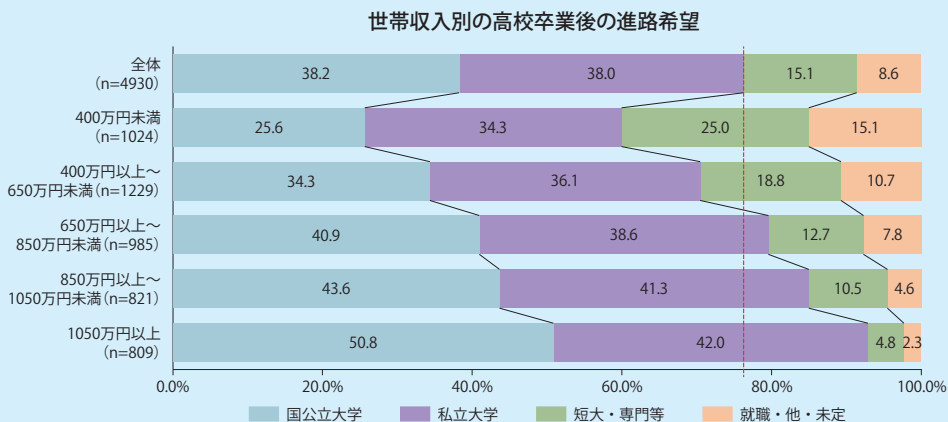
▼ 主旨説明

国立大学が4年制大学全体のヒエラルキーの上位を占めていることから、高所得世帯出身者ほど、公的予算が多く投入される国立大学に通うことができ、低所得世帯ほど公的予算が投入されない私立大学や専門学校に通うという税の逆移転現象が生じています^{*6}。特に東京をはじめ、人口の多い都市部の伝統ある国立大学(旧帝国大学など)には、高所得世帯出身の学生が集まる傾向があります。大都市の国立大学が全国から受験生を集める偏差値の高い大学であるために、多くの人々が安い学費で通える高等教育機関から排除されているのが現状です。学費の安い高等教育機関が低所得世帯出身者にとって狭き門となっていることが、リスクの高い高卒即就職を選ばざるを得ない若者を生み出す一つの要因ともいえるでしょう。安価で教育条件が良く、職業資格を得られる高等教育機会を拡充することが必要です。

税の公正な配分を考えれば、低所得世帯出身者が通える公立の高等教育機関を設置することが必要です。すでに近年、増えている公立大学が、低所得世帯出身者の進学先として一定の役割を果たしていますが、周辺の私立大学よりも選抜度が高いケースも多く、低所得世帯出身者の高等教育機会を十分に満たしているとは言えません。

低所得世帯出身者の高等教育機会の拡充に加えて、高等教育機関や就業場所が地域によって偏在していることから、若年層の人口流出が社会問題となっており、「地域の社会的教育」の必要性が高まっています。すべての人が年齢を問わず、高等教育で平等に学べる社会を目指すには、公が責任をもって誰でも行ける「学びの場」を提供することが必要です。

※6 世帯収入が少ないほど、大学進学(国公立と私立大学の合計)を希望する割合が低い。この傾向は(授業料の比較的低い)国公立大学においても確認できる。650万円未満の世帯は、平均よりも低い。



*「全体」には、世帯収入が不明な者(n=62)を含む

*「私立大学」には、進路(予定)が「外国の学校」(n=12)の者(全て「大学」希望者)が含まれる

出典 文部科学省・国立教育政策研究所「高校生の進路に関する保護者調査」(令和3年度)より



この研究チームの提言の全文は
次のQRコードよりご覧頂けます。
詳しく知りたい方は下記までアクセスしてお読みください。

本論



補論・資料



概要版



TO THE 高等教育費の 漸進的無償化と負担軽減 へ向けての政策提言 FUTURE

教育費負担軽減へ向けての研究会
高等教育費負担軽減へ向けての研究チーム

発行 労働者福祉中央協議会
印刷 広報プレイス
2023年9月

よりよい未来へ

